

# 茨城県報 第5098号

昭和39年1月17日

金曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告 示

ページ

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ◎結核予防医療機関の指定          | 1 |
| ◎結核予防指定医療機関の指定の辞退     | 1 |
| ◎家畜伝染病の発生・転帰          | 2 |
| ◎豚コレラ予防のための移動禁止区域等の指定 | 2 |
| ◎豚コレラ予防のための指定の一部改正    | 2 |
| ◎毒物劇物取扱者試験の施行         | 3 |
| ◎土地改良交換分合計画の認可        | 4 |
| ◎土地改良換地計画の認可          | 5 |
| ◎蚕業技術員免許試験の施行         | 5 |
| ◎土地改良区定款変更の認可         | 5 |
| ◎土地改良事業の認可            | 5 |

### 公 告

|               |   |
|---------------|---|
| ◎土地改良区役員の就退任  | 6 |
| ◎固定資産評価基準の供覧  | 7 |
| ◎区画漁業権設定計画の公聴 | 7 |
| ◎付保義務同意届      | 8 |

## 告 示

### 茨城県告示第49号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により次のとおり医療機関を指定した。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 所 在 地           | 名 称         | 指定年月日    |
|-----------------|-------------|----------|
| 日立市大久保町1009     | 井 上 病 院     | 昭38.11.1 |
| 鹿島郡鉾田町大字鉾田1640  | 島 田 産 婦 人 科 | 〃 39.1.1 |
| 日立市弁天町2丁目10     | 鯉 淵 病 院     | 〃        |
| 日立市大久保町201      | 鈴 木 内 科 病 院 | 〃        |
| 水戸市西原町原台下3354の1 | 桜 井 外 科 病 院 | 〃        |

### 茨城県告示第50号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づく、下記指定医療機関は同条第4項の規定によりその指定を辞退した。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

| 名 称        | 所 在 地            | 指定辞退<br>年 月 日 | 事 由                  |
|------------|------------------|---------------|----------------------|
| 井上外科整形外科医院 | 日立市大久保町岩ヶ峯2の1902 | 昭38. 10. 31   | 医療法人温仁会<br>井上病院となつた為 |

## 茨城県告示第51号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

| 病 名     | 発 生 頭 数 | 決 定 月 日  | 転 帰               | 発 生 場 所     |
|---------|---------|----------|-------------------|-------------|
| 豚 コ レ ラ | 2       | 1 月 13 日 | 鑑定殺 2             | 土 浦 市 右 檮 町 |
| 〃       | 42      | 1 月 14 日 | 殺処分 42            | 〃 〃         |
| 〃       | 7       | 1 月 16 日 | 〃 7               | 稲 敷 郡 阿 見 町 |
| 〃       | 3       | 〃        | 殺処分<br>へい死 1<br>2 | 土 浦 市 飯 田 町 |

累計 54頭

## 茨城県告示第52号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年6月茨城県規則第47号）第7条第1項の規定に基づき豚コレラ予防のための移動禁止区域、家畜の種類、物品及びその他必要な事項について下記のとおり指定した。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

- 1 移 動 禁 止 区 域 土浦市右檮町、烏山町、小岩田町、永国町、中村町、荒川沖町、飯田町、佐野子町、矢作町、穴塚町、粕毛町  
稲敷郡阿見町1区、1区南、住吉、2区
- 2 家畜の種類及び物品 豚及び豚コレラの病源体をひろげるおそれのあるもの
- 3 そ の 他 船車に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

## 茨城県告示第53号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定（昭和36年茨城県告示第1008号）を次のとおり改める。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 千葉県東葛飾郡，長野県小諸市，佐久市，長野市，上田市及び群馬県太田市  
富岡市を加える。

#### 茨城県告示第54号

毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 試験期日  | 種 別 | 場 所          | 備 考              |
|-------|-----|--------------|------------------|
| 3月26日 | 筆 記 | 水戸市北三の丸(旧城跡) | 願書締切期日は3月10日とする。 |
| 3月27日 | 実 地 | 茨城県立水戸第一高等学校 |                  |

都合により試験期日及び場所を変更したときは，出願者に通知する。

#### 1 受 験 資 格

毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第8条第2項の各号の一に該当しない者。

#### 2 提 出 書 類

- ア 受 験 願 書(毒物及び劇物取締法施行細則第1号様式) 1 通  
イ 履 歴 書 1 通  
ウ 戸 籍 抄 本 1 通  
エ 写真(脱帽半身像で出願前6カ月以内に撮影した名刺判で裏面に氏名を記載のもの) 1 葉  
オ 法第8条第2項第2号及び第3号に該当しないことを証する医師の診断書 1 通

#### 3 手 数 料

法第23条第1項第5号の規定による手数料金500円を茨城県収入証紙で納付すること。(納付書にちよう付すること。ただし，消印しないこと。)

#### 4 願書の提出先

水戸市北三の丸119

茨城県衛生部医薬務課

#### 5 受験票の受領等

受験票は，出願者あてに郵送するから昭和38和3月16日までに受験票が到着しない場合は，上記医薬務課まで問い合わせること。

#### 1 受験願書様式

##### 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 願 書

本 籍

住 所

氏 名 ふ り が な

年 月 日生

毒物及び劇物取締法施行規則第7条

毒物及び劇物取締法第8条第3項(農薬用)の規定による毒物劇物取扱者試験を受験したいので

毒物及び劇物取締法第8条第5項(限定)

関係書類を添えてお願いいたします。

年 月 日

氏

名 印

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

## 2 収入証紙納付書様式

### 収 入 証 紙 納 付 書

納 人 住 所

氏 名

印

一金

ただし、毒物劇物取扱者試験手数料

昭和 年 月 日納付

収 入 証 紙 は り 付 欄

注意 はりつけた収入証紙に押印すると無効になります。

## 茨城県告示第55号

下記事業主体から申請のあつた土地改良法第98条第8項(同法第111条において準用する場合を含む。)の規定による交換分合計画は、昭和39年1月17日認可したから、同法同条第10項の規定により告示する。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

| 事業主体名         | 地区名       |
|---------------|-----------|
| 北茨城市農業委員会     | 中郷町南部     |
| 東茨城郡美野里町農業委員会 | 上馬場、竹原、中郷 |
| 東茨城郡常北町農業委員会  | 石塚        |
| 那珂郡山方町農業委員会   | 盛金、家和楽    |
| 那珂郡緒川村農業委員会   | 西部        |
| 西茨城郡岩瀬町農業委員会  | 下泉、長方北    |
| 竜ヶ崎市農業委員会     | 泉         |
| 下館市農業委員会      | 西方、野殿     |

(第三種郵便物認可)

|               |         |
|---------------|---------|
| 結城郡千代川村 農業委員会 | 西北部     |
| 真壁郡 明野町 農業委員会 | 東石田     |
| 結 城 市 農業委員会   | 結城西部    |
| 猿島郡 境 町 農業委員会 | 百戸, 桐ヶ作 |
| 真壁郡 協和村 農業委員会 | 下星谷, 東郷 |

**茨城県告示第56号**

昭和38年11月19日付で下妻市長沢部元信から申請のあつた下妻市営西原地区の換地計画認可申請については、昭和39年1月17日認可したから土地改良法第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定によつて公示する。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第57号**

茨城県蚕業技術員免許条例(昭和25年茨城県条例第33号)第9条第2項の規定により蚕業技術員免許試験の日時および場所を次のように定める。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 日 時 昭和39年3月13日午前10時から
  - 2 場 所 水戸市北三の丸 農林水産会館内
- 茨城県養蚕農業協同組合連合会会議室

**茨城県告示第58号**

昭和38年12月2日付岩崎江堰土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和39年1月17日認可した。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第59号**

昭和38年11月29日茨城県告示第1333号による大塚土地改良区の大塚土地改良事業は、昭和39年1月17日認可した。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

# 公 告

## ◎土地改良区役員の就退任

鹿島郡鹿島町大字爪木に事務所をおく爪木土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 記

#### 1 退 任

| 住 所            | 職 名 | 氏 名     | 摘 要   |
|----------------|-----|---------|-------|
| 鹿島郡鹿島町大字爪木 391 | 理 事 | 小 沼 東 助 | 理 事 長 |
| 〃 〃 〃 453      | 〃   | 野 口 俊 一 |       |
| 〃 〃 〃 502の1    | 〃   | 君和田 勘 一 |       |
| 〃 〃 〃 270      | 〃   | 君和田 隆 一 |       |
| 〃 〃 〃 409      | 〃   | 君和田 東 作 |       |
| 〃 〃 〃 404      | 〃   | 小 沼 忠 平 |       |
| 〃 〃 〃 421      | 〃   | 高 安 茂   |       |
| 〃 〃 〃 443      | 〃   | 君和田 穰   |       |
| 〃 〃 〃 454      | 〃   | 君和田 新 司 |       |
| 〃 〃 〃 236      | 〃   | 君和田 陽之助 |       |
| 〃 〃 〃 260      | 〃   | 小 沼 正 利 |       |
| 〃 〃 〃 496      | 〃   | 重 田 寛 一 |       |
| 〃 〃 〃 482の1    | 監 事 | 山 口 安 平 |       |
| 〃 〃 〃 271      | 〃   | 君和田 良 郎 |       |
| 〃 〃 〃 199      | 〃   | 君和田 宜 夫 |       |

#### 2 就 任

| 住 所            | 職 名 | 氏 名     | 摘 要   |
|----------------|-----|---------|-------|
| 鹿島郡鹿島町大字爪木 406 | 理 事 | 小 沼 惣 重 | 理 事 長 |
| 〃 〃 〃 256      | 〃   | 君和田 清   |       |
| 〃 〃 〃 396      | 〃   | 君和田 源 蔵 |       |
| 〃 〃 〃 445      | 〃   | 額 賀 富 雄 |       |
| 〃 〃 〃 57       | 〃   | 小 沼 敏 夫 |       |
| 〃 〃 〃 253      | 〃   | 小 沼 五 郎 |       |
| 〃 〃 〃 499      | 〃   | 津 川 好 勝 |       |
| 〃 〃 〃 192      | 〃   | 遠 藤 庸   |       |
| 〃 〃 〃 482      | 〃   | 君和田 光 雄 |       |
| 〃 〃 〃 395      | 〃   | 小 沼 一 夫 |       |
| 〃 〃 〃 401      | 〃   | 君和田 源 一 |       |
| 〃 〃 〃 249      | 〃   | 浅 間 三 男 |       |
| 〃 〃 〃 417      | 監 事 | 君和田 将 一 |       |
| 〃 〃 〃 400      | 〃   | 小 沼 亥之基 |       |
| 〃 〃 〃 498の1    | 〃   | 君和田 通   |       |

## ◎固定資産評価基準の供覧

下記については、茨城県総務部地方課内に備えおいて供覧を行なう。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

昭和38年12月15日付自治省告示第158号固定資産評価基準別表第8木造家屋再建築費評点基準表2及び別表第12非木造家屋再建築費評点基準表2において自治大臣が各都道府県庁に備えおいて供覧すべき各再建築費評点基準表

## ◎区画漁業権設定計画の公聴

漁業法第11条第4項の規定に基づき、区画漁業権設定計画について、下記要領で公聴会を開催するから意見を述べたい方はご出席下さい。

昭和39年1月17日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員長 菅 沢 肇

記

## 1 開催の日時及び場所

日、時 昭和39年1月23日午前11時

場 所 行方郡玉造町 玉造町漁業協同組合会議室

## 2 議 題

区画漁業権 1件

## 3 公聴会における発言の注意

(1) 公聴会において意見を述べようとする者(公述者)は住所、氏名、年齢、従事する漁業及び発言の内容要旨等を書面または、口頭で当日申し出られたい。

(2) 公聴における公述者の範囲は次に掲げるものとする。

(イ) 漁業権者、入漁権者

(ロ) 漁業権漁業の経営者

(ハ) 漁業協同組合関係者

(ニ) 新規希望者

(ホ) その他利害関係者

(3) 委員会の委員は公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(4) 委員会は公聴会において討論及び票決は行なわない。

(5) 公述者に不穏当な言動があつたとき会長はその発言を制止し又は退場を命ずることができる。

## ◎付保義務同意届

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項による届け出を審査した結果次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので同法第112条の2第3項及び漁船損害補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により公告する。

昭和39年1月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

加 入 区      波 崎

~~~~~

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)